

審查基準整理票

処分名	利用料金の減免		
根拠法令名	大津市斎場条例（平成7年条例第7号）		（条項）第5条
基準法令名	大津市斎場の管理運営に関する規則（平成7年規則第55号）		（条項）第7条
所管部署	指定管理者：おおつ斎苑管理グループ （所管：市民部 戸籍住民課 施設管理係）		
標準処理期間	7日	法定処理期間	－日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 【斎場の利用料金の減免基準】 大津市斎場条例第5条に掲げる事由に該当することを基準とする。			

参 考

【根拠法令】

大津市斎場条例

（利用料金の減免）

第5条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

【基準法令】

大津市斎場の管理運営に関する規則

（利用料金の減免）

第7条 条例第5条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は次の各号に定める者が火葬炉を使用する場合とし、減額し、又は免除する額は当該各号に掲げる額とする。

（1） 震災、風水害その他これらに類する災害による被災者 全額

（2） その他市長が特に必要があると認める者 その都度市長が定める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、所定の様式による斎場利用料金減免申請書に、その理由を証明する書類を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。